

平成 28 年度供給計画届出書の記載要領

平成 28 年 3 月
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力基盤整備課
電力需給・流通政策室

電気事業法第 29 条及び電気事業法施行規則第 46 条に基づく供給計画の届出について、様式への記載の際の参考とするため、記載要領を下記のように作成し、電気事業者に対し連絡することとする。

0. 共通事項

項目	内容
共通事項	<ul style="list-style-type: none">○記載内容は、電気事業法（以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づく法施行規則第 46 条に規定された項目。ただし、その項目に記載する内容がない場合は、原則、当該項目に「該当なし」と記載すること。又は、供給計画の目次に「該当なし」と記載し、当該様式を添付しないことでも対応可能。○記載内容は、本届出書全体として不整合が生じないようにすること。○記載内容は、法第 46 条の 5（方法書の届出）、法第 46 条の 6（方法書についての意見の概要等の届出等）、法第 46 条の 11（準備書の届出）、法第 46 条の 12（準備書についての意見の概要等の届出）、法第 46 条の 16（評価書の届出）、法第 47 条及び第 48 条（工事計画）、原子炉等規制法第 30 条（運転計画）など他法令等の規定により提出された認可・届出等と可能な限り整合を図ること。○記載内容は、電力広域的運営推進機関へのその他の提出物等と可能な限り整合を図ること。○記載内容は、対外的に公表した事項等と整合を図ること。○供給計画届出書への計上に当たっては、資源エネルギー庁が別途定める「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン（平成 28 年 3 月）」に従うものとする。○集計を伴う項目での数値の表記は、小数点以下第 1 位の値を四捨五入した数値となること。なお、合計欄においても同様とするため、合計した値と合計欄の数値が合わないこともある。この場合、各様式の下に「（注）四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。」と記載すること。ただし、供給予備率及び利用率等については、小数点第 1 位まで（小数点第 2 位を四捨五入）、重油換算消費率については、小数点第 3 位まで（小数点第 4 位を四捨五入）、周波数の時間比率及び変動率については、小数点第 2 位まで（小数点第 3 位を四捨五入）を表記すること。○略称を用いるときは注釈を付けること。○石炭火力発電所等において、バイオマス燃料を混焼する場合、最大電力は主燃料となる火力発電所の欄に一括で、発電電力量は比率に応じ火力発電所及び新エネルギー発電所等欄に分割して記載すること。○燃料電池発電所は、火力発電所とみなして計上し、使用される燃料種別に応じて該当欄に記載すること。また、火力発電所の欄には、燃料電池発電所を加え、廃棄物発電所を除くこと。なお、メタノールは、LNG に区分すること。○卸電力取引所を介した取引分について、相手方を特定した取引は二社間相対取引とみなして事業者種別毎に分類し、これ以外は市場取引として、調達分の取引所欄に記載すること。

- 閏日のある年度における電力量については、初年度および第2年度は2月を29日として、第3年度から第10年度は年間電力量を365日相当に補正して記載すること。
- 発電事業者の供給計画は、一般送配電事業者の供給区域毎に、その供給区域の電源（連系線利用計画を提出して供給区域外から調達するものを含む）を対象として記載すること。
- 小売電気事業者の供給計画は、一般送配電事業者の供給区域毎に、その供給区域内で販売する需要を対象として記載すること。
- 一般送配電事業者の供給計画は、自らの供給区域を対象に記載すること。
- 送電事業者及び特定送配電事業者の供給計画は、一般送配電事業者の供給区域毎に、その供給区域内で小売事業者に対して販売する電力（自営線で行う小売供給事業を含む）及び一般送配電事業者への系統接続を対象として記載すること。
- 登録特定送配電事業者の供給計画は、特定送配電事業者の該当する項目に加えて、小売電気事業者の該当する項目についても記載すること。
- 発電端の欄には、発電所における発電機から発生する電力を記載すること。
- 送電端の欄には、発電所における発電機から発生する電力から発電所の運転に必要な電力を差し引いた値を記載すること。
- 使用端の欄には、供給地点における電気の使用者の需要電力量を記載すること。
- 需要端の欄には、使用端の需要電力量に、別途定める変電所における運転に必要な電力量を加えた値を記載すること。
- 同一組織が複数のライセンスを所有する場合、「自らが保有する」発電所とは、当該ライセンス部門が保有するものを対象とし、他のライセンス部門が保有するものを含まない。また、ライセンス間の取引は（発電事業者から小売電気事業者への販売等）組織内の取引にあっても、「他の事業者」との取引とする。
- 事業者として稼働時期が見通せない原子力発電所・号機については、「未定」とし、その発電所・号機の供給力を「ゼロ」として算定する。

様式第3-2 第1表 (年度別の最大電力供給計画表)

(単位：10³kW)

項目		平成年度	前年度 (参考)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	送	小	発	
供給電力	保有電源	水力発電所 (送電端)												○	○	○	
		火力発電所 (送電端)													○	○	○
		原子力発電所 (送電端)													○	○	○
		新エネルギー等発電所 (送電端)													○	○	○
		合計 (送電端)													○	○	○
	調達分	発電事業者													○	○	○
		一般送配電事業者													○	○	○
		小売電気事業者													○	○	○
		その他	取引所													○	○
	その他														○	○	○
	調達先未定														○		
	合計 (送電端)														○	○	○
	【エリア】小売電気事業者 (供給力合計)														○		
	【エリア】発電事業者 (余力合計)														○		○
エリア外供給力 (再掲)														○	○	○	
需要電力 (送電端)														○	○	○	
ひっ迫時需要抑制電力 (送電端)	小売電気事業者													○	○		
	一般送配電事業者													○			
供給予備力 (送電端)														○	○		
供給予備率 (%)														○	○		
調整力確保量														○			
調整力 (%)														○			
年度末電源構成	水力発電所	一般												○	○	○	
		揚水													○	○	○
		合計													○	○	○
	火力発電所	石炭													○	○	○
		LNG													○	○	○
		石油													○	○	○
		LPG													○	○	○
		その他ガス													○	○	○
		歴青質混合物													○	○	○
		合計													○	○	○
	原子力発電所													○	○	○	
	新エネルギー等発電所	風力													○	○	○
		太陽光													○	○	○
		地熱													○	○	○
		バイオマス													○	○	○
		廃棄物													○	○	○
合計														○	○	○	
その他													○	○	○		
合計													○	○	○		

(記載要領)

- 小売電気事業者及び発電事業者においては、別に定める記載断面について、供給区域ごと及び全国
の合計値をそれぞれ別紙に記載すること。
- 保有電源の欄には、自らが保有する発電所の発電能力から補修等による減少を除いた分を記載する
こと。この場合、「発電能力」とは、当該年度において安定的に発電可能な出力とし、販売先未定
分（「発電余力」という。）及び一般送配電事業者の調整力を含める。
- 調達分の欄には、発電事業者、一般送配電事業者、小売電気事業者及び取引所等から安定的に供給
電力として見込める調達分について、事業者種別毎に分類して記載すること。なお、一般送配電事
業者及び小売電気事業者において、自ら調達した電気あるいは保有する発電設備より他の事業者に
対し電気の供給を行う場合は、受電分から送電分を差し引いた値を記載すること。
- 調達分のうち、「その他」－「その他」の欄には、発電事業者、一般送配電事業者、小売電気事業
者及び取引所からの調達分以外の調達のうち安定的に供給電力として見込まれる分のみを記載す
ること。
- 調達先未定の欄には、小売電気事業者が、供給力を未定とするものを除き、今後調達する予定のも
の（安定的に供給電力として見込まれるものに限る）を記載すること。なお、前年度欄（推定実績）
については空欄とする。
- 小売電気事業者が供給区域外の発電所から供給区域の需要に電気の供給を行う場合は、当該電力を
活用する供給区域の供給電力として記載すること。
- 【エリア】小売電気事業者（供給力合計）の欄には、一般送配電事業者が自らの供給区域に対して
小売電気事業者が確保している全ての供給力の合計値から調達先未定分を差し引いた値の合計値
を記載すること。
- 【エリア】発電事業者（余力合計）の欄には、発電事業者及び一般送配電事業者が、以下について
一般送配電事業者の供給区域毎に記載すること。全国合計の記載は不要。
 - ・発電事業者：供給電力として想定する電源のうち、他の事業者や市場に販売することが確約して
いない販売先未定分（取引所スポット取引への送電計画分については、取引相手が確約していな
いため、販売先未定分として扱う）
 - ・一般送配電事業者：自らの供給区域における、全ての発電事業者が記載する【エリア】発電事業
者（余力合計）の値の総合計
- エリア外供給力（再掲）の欄には、以下について記載する。
 - ・小売電気事業者：供給区域外から調達する供給電力（供給区域外へ販売する電力がある場合はそ
れを差し引いたもので、記載がマイナスとなることもあり）で、自らが保有する発電所により供
給区域外から供給するものを含む。なお、様式第3 2第8表及び第3 6表の記載内容と整合する
こと。
 - ・発電事業者：同上
 - ・一般送配電事業者：自らの供給区域について、全ての小売電気事業者及び発電事業者が記載する
「エリア外供給力（再掲）」の総合計に加え、送配電事業者が供給区域外から調達する供給電力
の合計値
- 需要電力の欄には、以下について記載する。
 - ・発電事業者：確保した供給電力のうち、他の事業者又は他の供給区域へ販売又は供給する電力の
合計で、一般送配電事業者へ供出する調整力を含む。連系線の容量確保を行い、供給区域外に供
給する計画の電力についても、供給区域の需要電力欄に記載すること。なお、販売先を確保せず
に連系線の容量確保を行い、供給区域外に供給しようとする電力については、需要電力に含めな
い。
 - ・小売電気事業者：供給区域内で自ら販売する需要電力（毎日の最大電力発生時の需要（1時間平
均値）を各月毎に上位から3日を取り、それを平均したもの。以下「最大3日平均電力」という。）。
なお、他の事業者への販売は含めず、調達分の欄にマイナスで計上すること。
 - ・一般送配電事業者：自らの供給区域の需要電力（最大3日平均電力）。なお、他の事業者への販
売は含めず、調達分の欄にマイナス計上すること。
- ひっ迫時需要抑制電力の欄には、小売電気事業者及び一般送配電事業者が、以下について記載する。
 - ・小売電気事業者：小売電気事業者の欄に、自らの需要に対して、随時調整契約やスマート・メー

タ等を活用したデマンド・レスポンス等により、需給ひっ迫時等に一定の需要抑制効果が見込める電力を記載すること。

- ・一般送配電事業者：小売事業者の欄に、供給区域の全ての小売電気事業者のひっ迫時需要抑制電力の総合計を、一般送配電事業者の欄に、一般送配電事業者自ら管理する随時調整契約やスマート・メータ等を活用したデマンド・レスポンス等により、需給ひっ迫時等に一定の需要抑制効果が見込める電力を記載すること。

○供給予備力の欄には、一般送配電事業者及び小売電気事業者が、[供給電力の合計－需要電力]の値を記載すること。なお、一般送配電事業者の「供給電力の合計」については、自らが保有又は調達する供給電力に、【エリア】小売電気事業者（供給力合計）と【エリア】発電事業者（余力合計）を加えたものとする。

○供給予備率の欄には、ひっ迫時需要抑制電力を考慮した供給予備率を（ ）を付して併記すること。なお、一般送配電事業者が記載する（ ）書きについては、小売電気事業者及び一般送配電事業者が見込むひっ迫時需要抑制電力の合計を考慮すること。

○調整力確保量及び調整力（％）の欄には、一般送配電事業者が、自らの供給区域で確保した調整力及び調整力確保量の需要に対する割合をそれぞれ記載すること。

○年度末電源構成の欄には、以下について記載する。

- ・発電事業者：保有電源のうち、その供給区域の電力系統に接続する発電所
- ・小売電気事業者：供給区域の内外を問わず、その供給区域の当該月における需要に対応して確保した供給力。

他社に販売したものについては、マイナス計上すること。

- ・一般送配電事業者：保有電源（供給区域の内外を問わない）。ただし、前年度の供給実績が5億kWh以上の事業者にあつては、小売電気事業者に準ずることとし、離島供給にかかる自らの需要に対応して確保した供給力を記載すること。

○年度末電源構成のうち、火力発電所の欄は、発電所で使用する燃料種別により、次の区分で記載する。

LNG：液化天然ガス、都市ガス、天然ガス

石油：原油、重油、軽油、ナフサ、天然ガス液

LPG：液化石油ガス

その他ガス：副生ガス 等

○電源種が特定できないものについては、その他欄に記載すること。

○年度末電源構成のうち、2種類以上の燃料を混焼している発電所については、主要な燃料の欄に計上すること。また、その他の欄には、燃料種別の区分ができないものを記載すること。

○年度末電源構成の欄においては、原則として発電端の設備容量を記載すること。

○前年度（参考）の欄には、前年11月までの実績に基づき、当該供給計画の記載断面の月の実績を記載する。なお、記載月が12～3月の場合は、前々年度の実績を記載すること。

様式第3-2 第2表 (年度別の電力量供給計画表)

(単位：10⁶kWh)

項目		平成年度	前年度 (参考)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	送	小	発	
供給電力量	保有電源	水力発電所 (送電端)												○	○	○	
		火力発電所 (送電端)													○	○	○
		原子力発電所 (送電端)													○	○	○
		新エネルギー等発電所 (送電端)													○	○	○
		合計 (送電端)													○	○	○
	調達分	発電事業者													○	○	○
		一般送配電事業者													○	○	○
		小売電気事業者													○	○	○
		その他	取引所													○	○
	その他														○	○	○
	調達先未定															○	
	揚水式発電所の揚水用動力量														○	○	○
合計 (送電端)														○	○	○	
【エリア】 小売電気事業者 (供給電力量合計)														○			
需要電力量 (送電端)														○	○	○	
発電端電力量	水力発電所	水力発電所													○	○	○
		一般													○	○	○
		揚水													○	○	○
	火力発電所	火力発電所													○	○	○
		石炭													○	○	○
		LNG													○	○	○
		石油													○	○	○
		LPG													○	○	○
		その他ガス													○	○	○
	歴青質混合物													○	○	○	
	原子力発電所													○	○	○	
	新エネルギー等発電所	新エネルギー等発電所													○	○	○
		風力													○	○	○
		太陽光													○	○	○
		地熱													○	○	○
		バイオマス													○	○	○
		廃棄物													○	○	○
その他													○	○	○		
合計													○	○	○		
非化石電源比率 (%)														○	○		

(記載要領)

- 小売電気事業者及び発電事業者においては、供給区域ごと及び全国の合計値をそれぞれ別紙に記載すること。
- 保有電源の欄には、自らが保有する発電所の供給電力量を、補修等による減少分を考慮の上で記載する。なお、「供給電力量」とは、当該年度において安定的に発電可能な電力量とする。
- 調達分の欄には、発電事業者、一般送配電事業者、小売電気事業者及び取引所等から安定的に供給電力量として見込める調達分について、事業者種別毎に分類して記載すること。なお、一般送配電事業者及び小売電気事業者において、自ら調達した電気あるいは保有する発電設備より他の事業者に対し電気の供給を行う場合（揚水動力を除く。）は、受電分から送電分を差し引いた値を記載すること。
- 調達分のうち、「その他」－「その他」の欄には、発電事業者、一般送配電事業者、小売電気事業者からの調達分及び取引所からの調達分以外の調達のうち安定的に供給電力量として見込まれる分のみを記載すること。
- 調達先未定の欄には、小売電気事業者が、供給力を未定とするものを除き、今後調達する予定のもの（安定的に供給電力量として見込まれるものに限る）を記載すること。なお、前年度欄（推定実績）については空欄とする。
- 揚水式発電所の揚水用動力量の欄には、保有・調達した電源から割当して揚水発電計画を策定する事業者が、揚水用に使用した電力量について、揚水効率等を勘案して、負の値で記載すること。
- 【エリア】小売電気事業者（供給電力量合計）の欄には、一般送配電事業者が、自らの供給区域の全ての小売電気事業者の供給電力量の合計値から調達先未定分を差し引いた値の合計値を記載すること。
- 需要電力量の欄には、以下について記載する。
 - ・発電事業者：他の事業者又は他の供給区域へ販売又は供給する電力量の合計。連系線の容量確保を行い、供給区域外に供給する計画の電力量についても、供給区域の需要電力量欄に記載すること。なお、販売先を確保せずに連系線の容量確保を行い、供給区域外に供給しようとする電力量については、需要電力量に含めない。
 - ・小売電気事業者：供給区域内で自ら販売する需要の年間あるいは月間電力量。なお、他の事業者への販売は含めず、調達分の欄にマイナスで計上すること。
 - ・一般送配電事業者：自らの供給区域の需要の年間あるいは月間電力量。なお、他の事業者への販売は含めず、調達分の欄にマイナスで計上すること。
- 発電端電力量の欄には、以下について記載する。
 - ・発電事業者：保有電源のうち、その供給区域の電力系統に接続する発電設備について、販売する電力量に見合う供給電力量。
 - ・小売電気事業者：供給区域の内外を問わず、その供給区域の需要及び揚水動力に対応して確保した発電設備の供給電力量。
 - ・一般送配電事業者：保有電源（供給区域の内外を問わない）の供給電力量、及び、発電事業者、小売電気事業者、若しくは一般送配電事業者以外からの調達が見込める供給電力量。ただし、前年度の供給実績が5億kWh以上の事業者にあっては、小売電気事業者に準ずることとし、離島供給にかかる自らの需要に対応して確保した発電設備の供給電力量を記載すること。
- 発電端電力量のうち、火力発電所の欄は、発電所で使用する燃料種別により、次の区分で記載する。
 - LNG：液化天然ガス、都市ガス、天然ガス
 - 石油：原油、重油、軽油、ナフサ、天然ガス液
 - LPG：液化石油ガス
 - その他ガス：副生ガス 等
- 電源種が特定できないものについては、その他欄に記載すること。
- 発電端電力量のうち、2種類以上の燃料を混焼している場合には、混焼の比率に応じてそれぞれの燃料の欄に発電端電力量を計上すること。また、その他の欄には、燃料種別の区分ができないものを記載すること。
- 非化石電源比率の欄には、自らが小売事業（一般送配電事業者による離島供給を含む。）の用に供

する電源のうち、化石燃料以外のエネルギー源を利用する電源による発電量（他の者から調達した電気の量を含み、他の電気事業者等に供給した電気の量を除く。）の全ての電源による発電量に対する比率を記載すること。

算出方法については、「エネルギー供給構造高度化法に係る電気事業者の非化石電源比率の算出方法について」（平成28年3月）を参照すること。

- 小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者のうち、前年度供給実績（推定実績値）が5億kWh未満の場合は、非化石電源比率の欄は記載不要。

様式第3 2 第3表 (月別の最大電力供給計画表)

(単位：10³kW)

項目		月別												送	小	発				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
供給電力	保有電源	水力発電所	発電端														○	○	○	
			送電端															○	○	○
		火力発電所	発電端															○	○	○
			送電端															○	○	○
		原子力発電所	発電端															○	○	○
			送電端															○	○	○
		新エネルギー等発電所	発電端															○	○	○
			送電端															○	○	○
		合計	発電端															○	○	○
			送電端															○	○	○
		調達分	発電事業者															○	○	○
			一般送配電事業者															○	○	○
	小売電気事業者															○	○	○		
	その他		取引所														○	○	○	
			その他														○	○	○	
	調達先未定																○			
	合計		送電端														○	○	○	
	【エリア】小売電気事業者（供給力合計）															○				
	【エリア】発電事業者（余力合計）															○		○		
	エリア外供給力（再掲）															○	○	○		
需要電力		送電端													○	○	○			
ひっ迫時需要抑制電力（送電端）	小売電気事業者														○	○				
	一般送配電事業者														○					
供給予備力（送電端）															○	○				
供給予備率（%）															○	○				
調整力確保量															○					
調整力（%）															○					

(記載要領)

○第1表を参照

○なお、供給電力の保有電源の欄では、送電端で計量を行っている発電所については、発電端の記入を省略できる。

様式第3 2 第4表 (月別の電力量供給計画表)

(単位：10⁶kWh)

項目		月別												下期計	年度計	送	小	発			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月						3月		
供給電力量	保有電源	水力発電所	発電端															○	○	○	
			送電端																○	○	○
		火力発電所	発電端																○	○	○
			送電端																○	○	○
		原子力発電所	発電端																○	○	○
			送電端																○	○	○
		新エネルギー等発電所	発電端																○	○	○
			送電端																○	○	○
	合計	発電端																○	○	○	
		送電端																○	○	○	
	調達分	発電事業者																○	○	○	
		一般送配電事業者																○	○	○	
		小売電気事業者																○	○	○	
		その他	取引所																○	○	○
			その他																○	○	○
	調達先未定																		○		
	揚水式発電所の揚水用動力量																	○	○	○	
	合計 (送電端)																	○	○	○	
【エ7】 小売電気事業者 (供給電力量合計)																	○				
需要電力量		送電端															○	○	○		

(記載要領)
第2表を参照

様式第32 第5表、第6の1表、第6の2表、第7表

(記載要領(共通))

- 送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者は、第6の1表、第6の2表について作成すること。
- 開発計画等及び整備計画の記載については、各社判断とすること。ただし、着工年月又は使用開始年月が当該供給計画年度に当たる場合を対象とし、公表内容並びに着工及び運開等の時期との整合を図ること。
- 着工年月については、法第47条に基づく認可又は第48条に基づく届出を行った(又は、希望する)年月をいう。なお、認可・届出とも不要な設備については、当該設備の建設工程における着工年月を記載すること。
- 使用開始年月については、法第49条に基づく検査の合格予定年月を記載すること。また、一部使用開始を予定する場合には()書きで併記すること。なお、検査の不要な設備については、当該設備の建設工程における使用開始年月を記載すること。
- 廃止する設備については、「その他」区分とし、使用開始年月の欄に廃止予定年月を記載すること。
- 計画が全くない場合は、「名称及び設備番号欄」の欄に「該当なし」と記載すること。又は、供給計画の目次に「該当なし」と記載し、本様式を添付しないことでも対応可能とする。
- 着工年月、使用開始年月及び廃止予定年月は、原則、年月で記載すること。ただし、「〇〇年度」又は「〇〇年度以降」での記載も可能とする。
- 廃止予定年月を月まで特定せずに記載した場合は、廃止年月が確定した時点で変更届出を行うこと。
- 「名称及び設備番号」欄には、正当な理由がある場合は、「名称及び設備番号」に代えて、「符号」で表示することができる。

様式第32 第5表 (発電所についての計画書)

〇〇発電所

区分	名称及び 設備番号	所在地	種類	最大出力 (kW)	年間可能発電電力量 (10 ⁶ kWh)又は所内率(%) (うち小売電気事業の用に 供するための年間想定発 電電力量(10 ⁶ kWh))	着工 年月	使用開始 年月	発
工事中								〇
着工準 備中								
その他								

(記載要領)

- 記載内容は、様式第32第1表及び第2表と整合を図ること。
- 水力発電所、火力発電所（燃料電池発電所、廃棄物発電所を除く）、原子力発電所、新エネルギー等発電所（風力発電所、太陽光発電所、地熱発電所、バイオマス発電所及び廃棄物発電所をいう）は、それぞれ別紙に記載すること
- 着工準備中の欄には、工事開始前の発電所に関する計画について記載すること
- 設備番号とは、火力発電所についてはボイラー及びタービンの番号、原子力発電所については原子炉及びタービンの番号をいう。
- 所在地の欄には、都道府県郡市区町村を記載すること。
- 種類の欄には、水力発電所については方式、火力発電所については燃料の種類、原子力発電所については原子炉の型式、新エネルギー等発電所については電源の種類を記載すること。
- 「年間可能発電電力量又は所内率」の欄には、水力発電所又は新エネルギー等発電所については年間可能発電電力量、火力発電所又は原子力発電所については年間想定発電電力量（所内消費を含まず、自家消費、特定供給及び自己託送を含むものとする。）を記載すること。ただし、火力発電所又は原子力発電所であって、専ら小売電気事業の用に供するものについては、所内率の記載とすることができる。
- 「年間可能発電電力量又は所内率」の欄には、（ ）書きで、小売電気事業の用に供するための年間想定発電電力量（所内消費、自家消費、特定供給及び自己託送は含まないものとする。）を記載すること。
- なお、小売電気事業の用に供するための年間想定発電電力量は、供給計画提出の際に、毎年度最新の数値とすること。
- その他欄には、工事を伴わないで能力の変更をする発電所に関する計画、発電所設備の譲渡・譲受、既に供給計画に記載され届けられている開発計画を中止する発電所に関する計画及び廃止する発電所に関する計画を記載する。
- 揚水発電所（混合揚水発電所を含む。）については、揚水発電電力量を年間可能発電電力量の欄に《 》書きで別記すること。
- 以下の3つの要件を満たす発電所に関する計画を、原則記載すること。
 - ①当該発電設備の発電容量（kW）に占める託送契約上の同時最大受電電力（kW）（自己託送を除く）の割合が5割を超えること※。
※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えること。
 - ②当該発電設備の年間の発電電力量（kWh）（所内消費量等を除く）に占める系統への逆潮流量（自己託送を除く）の割合が5割を超えることが見込まれること※（自家発自家消費率が5割以下であると見込まれること）。
※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えること。
 - ③当該発電設備の発電容量が1000kW以上であること。
- 出力1万kW未満であって火力発電所及びダムを伴わない水力発電所で施行規則第46条第1項第2号イに規定する使用の開始又は能力の変更により河川流況の変化が生じないもの、並びに水力発電所及び地熱発電所の改良工事等に伴う最大出力変更については、「年間可能発電電力量」の欄及び「着工年月」の欄の記載を省略することができる。
- 最大出力の欄において、出力の大きい発電所については「万kW級」での表示も可能とする。
- 工事を伴わないで出力を変更する発電所については、使用開始年月の欄に変更予定年月を記載すること。
- 火力発電設備で最大出力の変更を伴わない燃料転換については、「その他」の欄に記載する。ただし、「所内率」の欄及び「着工年月」の欄の記載を省略することができる。

様式第3 2 第6の1表（主要送電線路の整備計画書）

区分	名称	区間	電圧 (kV)	こう長 (km)	回線数	電線の種類および太さ (mm ²)	着工 年月	使用開始 年月	設置又は変更を必要とする理由	送
										送
工事中										○
着工準備中										
その他										

（記載要領）

- 使用電圧が 250kV 以上のもの及び最上位電圧から 2 階級までのものを記載すること。ただし、最上位電圧が 250kV 未満の場合は最上位電圧のみ記載すること。
- 設計電圧が異なる場合は、設計電圧を（ ）を付して併記すること。
- その他の欄には、既に供給計画に記載され届けられている整備計画を中止する主要送電線路に関する計画および廃止する主要送電線路に関する計画を記載すること。

様式第3 2 第6の2表（主要変電所の整備計画書）

区分	名称	所在地	増加出力 (MVA)	変圧器				その他の設備 (名称、容量)	着工 年月	使用開始 年月	設置又は変更を必要とする理由	送
				相数	電圧 (kV)	容量 (MVA)	台数					送
工事中											○	
着工準備中												
その他												

（記載要領）

- 使用電圧が 250kV 以上のもの及び最上位電圧から 2 階級までのものを記載すること。ただし、最上位電圧が 250kV 未満の場合は最上位電圧のみ記載すること。
- 所在地の欄には、都道府県郡市区町村を記載すること。
- その他の設備の欄には、周波数変換装置及び連系装置を記載すること。なお、単独装置の場合も記載すること。
- その他の欄には、既に供給計画に記載され届けられている整備計画を中止する主要変電所に関する計画および現存する主要変電所の廃止に関する計画を記載すること。

様式第32 第7表（発電所の開発についての長期計画書）

〇〇発電所

名称及び 設備番号	所在地	種類	最大出力 (kW)	着工 年月	使用開始 年月	発
						○

（記載要領）
第5表を参照。

様式第32 第8表（電気の取引に関する計画書）

区分	事業者	エリア	項目	年度										備考	送	小	発		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10						
受電（調達）	発電事業者		最大受給電力 (10 ³ kW)																
			年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																
			最大受給電力 (10 ³ kW)																
			年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																
		小計	最大受給電力 (10 ³ kW)																
		小計	年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																
	一般送配電事業者		最大受給電力 (10 ³ kW)																
			年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																
			最大受給電力 (10 ³ kW)																
			年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																
		小計	最大受給電力 (10 ³ kW)																
		小計	年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																
	小売電気事業者		最大受給電力 (10 ³ kW)																
			年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																
			最大受給電力 (10 ³ kW)																
			年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																
		小計	最大受給電力 (10 ³ kW)																
		小計	年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																
	その他		最大受給電力 (10 ³ kW)																
			年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																
		最大受給電力 (10 ³ kW)																	
		年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	
小計		最大受給電力 (10 ³ kW)																	
小計		年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	
合計		最大受給電力 (10 ³ kW)																	
		年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	

区分	事業者	エリア	項目	年度										備考	送	小	発	
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					
送電(販売)	発電事業者		最大電力 (10 ³ kW)															
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)															
			最大電力 (10 ³ kW)															
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)															
		小計		最大電力 (10 ³ kW)														
		小計		年間電力量 (10 ⁶ kWh)														
	一般送配電事業者		最大電力 (10 ³ kW)															
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)															
			最大電力 (10 ³ kW)															
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)															
		小計		最大電力 (10 ³ kW)														
		小計		年間電力量 (10 ⁶ kWh)														
	小売電気事業者		最大電力 (10 ³ kW)															
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)															
			最大電力 (10 ³ kW)															
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)															
		小計		最大電力 (10 ³ kW)														
		小計		年間電力量 (10 ⁶ kWh)														
	その他		最大電力 (10 ³ kW)															
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)															
			最大電力 (10 ³ kW)															
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)															
		小計		最大電力 (10 ³ kW)														
		小計		年間電力量 (10 ⁶ kWh)														
合計			最大電力 (10 ³ kW)															
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)															

(記載要領)

- 送電端値で記載すること。
- 小売電気事業者及び発電事業者においては、別に定める記載断面について、供給区域ごと及び全国
の合計値をそれぞれ別紙に記載すること。(月別は様式第36)
- 受電(調達)分と送電(販売)分を区分して表を作成すること。具体的には、受電分と送電分を用
紙の上下に配置する、又は別紙とする。(系統運用電力及び潮流調整電力については、実態を踏ま
えて省略することができる。)
- 常時バックアップに係る送電の推計分及び取引所スポット取引への送電計画分については、〔 〕
を付して再掲すること。
- 事業者区分毎、取引の相手方毎にそれぞれ記載すること。
- 同一の事業者区分かつ同一の供給区域間の取引であって、最大受給電力が10万kW以下の取引に
ついては、一括して記載することができる。
- 発電事業者が連系線の容量確保を行い供給区域外に供給しようとする電力(販売先を確保している
ものを除く)については、供給する電源が接続する供給区域において、連系線利用計画毎に、送電
(販売)欄に供給予定電力と供給予定区域を記載すること。また、事業者名の欄は「未定」と記載
すること。
- 記載内容は、連系線利用明細(様式第38-3)と整合させること。

様式第 3 3 (供給区域需要電力量想定書)

(単位：10⁶kWh)

用途		前々年度 (参考)	前年度 (参考)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	備考	送
需要電力量	家庭用その他														○
	業務用														
	産業用その他														
	合計(使用端)														
	合計(需要端)														
	合計(送電端)														
需要電力(送電端)(10 ³ kW)															
年負荷率(%)															
送配電損失率(%)															
想定的前提となる指標等															
想定の方法															

(記載要領)

- 一般送配電事業者は、別に定める記載断面について、自らの供給区域における需要を記載すること。
- 「想定的前提となる指標等」の欄には、想定的前提となる主な指標を記載すること。
- 「想定の方法」の欄には、説明変数や積み上げ方法など需要想定の方法を用途別に簡潔に記載すること。

様式第 3 3 - 2 (調整力確保計画書)

(10³kW)

	発電所名 (号機)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	送
保有電源												○
調達分												

(記載要領)

- 一般送配電事業者は、別に定める記載断面について、自らの供給区域内における需要に対して一定量確保する調整力について、調整力として活用しうる発電設備及びその調整力の内、契約済みのものについて記載すること。また、未契約のものについては、別掲で [] 書きで記載すること。

様式第34 第1表、第1-2表、第2表、第3表

(記載要領 (共通))

- 揚水式水力発電及び水力発電においては発電計画を、火力発電及び原子力発電については発電・補修計画を記載すること。
- 供給電力とは、発電能力から補修等による減少出力を除いた出力とする。
- 発電能力とは、当該月において安定的に発電可能な全ての発電所における出力(発電端)とする。
- 記載対象は発電所の発電容量が10万kW以上(認可出力)の発電設備とする。
- 火力発電所及び原子力発電所においては、「発電所名」欄に号機まで記載すること。
- 送電端で計量を行っている発電所については、発電端の記入を省略できる。

様式第34 第1表 (揚水式水力発電所発電計画明細書)

	発電所名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計	備考	発
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			
発電能力 (10 ³ kW)														/		○
停止電力 (10 ³ kW)																
供給電力 (10 ³ kW)	(発電端)															
	(送電端)															
可能発電電力量 (10 ⁶ kWh)																
停止電力量 (10 ⁶ kWh)																
供給電力量 (10 ⁶ kWh)	(発電端)															
	(送電端)															

(記載要領)

- 可能発電電力量の欄には、自分流発電電力量と揚水分発電電力量の合計を記載すること。

様式第34 第1-2表 (水力発電所(揚水式を除く)発電計画明細書)

	発電所名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計	備考	発
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			
発電能力 (10 ³ kW)														/		○
停止電力 (10 ³ kW)																
供給電力 (10 ³ kW)	(発電端)															
	(送電端)															
可能発電電力量 (10 ⁶ kWh)																
停止電力量 (10 ⁶ kWh)																
供給電力量 (10 ⁶ kWh)	(発電端)															
	(送電端)															

様式第34 第2表 (火力発電所発電・補修計画明細書)

発電所名	ボイラー及びタービンの番号	出力 (10 ³ kW)	補修計画												年度計	備考	発		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
合計	発電能力 (10 ³ kW)															/	○		
	補修期間における月別減少出力(10 ³ kW)																		
	供給電力 (10 ³ kW)	(発電端)																	
		(送電端)																	
	供給電力量 (10 ⁶ kWh)	(発電端)																	
(送電端)																			

(記載要領)

- ガスタービン(単独)を原動力とする発電所、冷熱発電所、内燃力を原動力とする発電所、地熱発電所及び廃棄物発電所を除くこと。
- 補修計画は、補修するボイラー又はタービンごとに、その開始日から終了日までの期間を横線で示し、当該月日とその両端に記載するとともに、その線上に補修日数を()を付して記載すること。
- ボイラー又はタービンの補修内容を備考欄に記載すること。
- 補修計画の欄において、休止及び長期停止期間中については、その開始日から終了日までの期間を点線で示し、当該期間を備考に記載すること。
- 発電能力においては、ガスタービン等における夏季の出力減も考慮すること。
- 供給電力量の欄において、バイオマスを混焼し発電した電力量については、上段に別掲で[]書きとすること。

様式第34 第3表 (原子力発電所発電・補修計画明細書)

発電所名	原子炉及びタービンの番号	出力 (10 ³ kW)	補修計画												年度計	備考	発		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
合計	発電能力 (10 ³ kW)															/	○		
	補修期間における月別減少出力(10 ³ kW)																		
	供給電力 (10 ³ kW)	(発電端)																	
		(送電端)																	
	供給電力量 (10 ⁶ kWh)	(発電端)																	
(送電端)																			

(記載要領)

- 補修計画は、補修する原子炉又はタービンごとに、その開始日から終了日までの期間を横線で示し、当該月日とその両端に記載するとともに、その線上に補修日数を()を付して記載すること。
- 原子炉又はタービンの補修内容を備考欄に記載すること。

- 中間停止ユニットについては、その旨を備考欄に記載し、定期検査中と区別して時期を付記すること。
- 科学的に健全なユニットの発電・補修計画を『未定』とすることは、原則、認められない。
- 法第 54 条第 1 項ただし書に基づく定期検査時期変更承認による供給力を見込む場合は、備考欄に当該変更承認申請予定年月を記載すること。

様式第 3 5 第 1 表 (火力発電所燃料計画明細書)

項目	年度			発
	受入量	発電用消費量	貯蔵量	
石炭 (湿炭) (10 ³ t)				○
原油 (10 ³ k1)				
歴青質混合物 (10 ³ t)				
重油 (10 ³ k1)				
軽油 (10 ³ k1)				
ナフサ (10 ³ k1)				
天然ガス液 (10 ³ k1)				
液化石油ガス (10 ³ t)				
液化天然ガス (10 ³ t)				
都市ガス (10 ⁶ m ³ N)				
天然ガス (10 ⁶ m ³ N)				
その他ガス (10 ⁶ m ³ N)				

(記載要領)

- 「受入量」の欄及び「発電用消費量」の欄には、初年度の通年の値を記入すること。
- 「貯蔵量」の欄には、初年度の期末の値を記入すること。
- 自家発自家消費分を差し引いた電力量に応じて、燃料計画を按分して記載すること。
- 灯油を使用する場合は、軽油の欄に () を付して記載すること。
- 複数の燃料由来の場合や、事業者間で燃料のやりとりをした場合等、原料の特定が困難な場合は、原料ベースではなく、副生ガスとして、その他ガス欄に記載すること。

様式第35 第2表 (火力発電所燃料計画明細書)

項目		燃焼方式 発電所名	LNG火力				石油火力 (原油および 重油火力)					石炭火 力		火力計 (内 燃力等を 除く)	内燃 力等	合計	発
			A	B	C	計	D	E	F	G	H	計	I				
石炭	発電用消費量(湿炭) (10 ³ t)																
	平均発熱量(乾炭) (kJ/kg)																
	湿分率(%)																
原油	発電用消費量(10 ³ k1)																
	平均発熱量 (kJ/l)																
歴青質 混合物	発電用消費量(10 ³ t)																
	平均発熱量 (kJ/kg)																
重油	発電用消費量(10 ³ k1)																
	平均発熱量 (kJ/l)																
軽油	発電用消費量(10 ³ k1)																
	平均発熱量 (kJ/l)																
ナフサ	発電用消費量(10 ³ k1)																
	平均発熱量 (kJ/l)																
天然 ガス液	発電用消費量(10 ³ k1)																
	平均発熱量 (kJ/l)																
液化 石油ガス	発電用消費量(10 ³ t)																
	平均発熱量 (kJ/kg)																
液化 天然ガス	発電用消費量(10 ³ t)																
	平均発熱量 (kJ/kg)																
都市ガス	発電用消費量(10 ⁶ m ³ N)																
	平均発熱量(kJ/m ³ N)																
天然ガス	発電用消費量(10 ⁶ m ³ N)																
	平均発熱量(kJ/m ³ N)																
その他ガ ス	発電用消費量(10 ⁶ m ³ N)																
	平均発熱量(kJ/m ³ N)																
供給電力量(発電端) (10 ⁶ kWh)																	
利用率 (%)																	
熱効率 (%)																	
総合重油換算量(10 ³ k1)																	
重油換算消費率 (1/kWh)																	

(記載要領)

- 燃焼方式としては、石炭系（石炭等）、LNG系（液化天然ガス等）、石油系（重油、原油、ナフサ、天然ガス液、軽油、液化石油ガス、歴青質混合物、その他ガス等）に分けて記載すること。
- 供給電力量の欄において、バイオマスを混焼し発電した電力量については、上段に別掲で [] 書きとすること。
- ひとつの発電所内に、2以上の燃料による発電機が存在する場合は、両方の燃料に記載すること。
- 「利用率」の欄には、以下の式にて算出した値を記載すること。

$$\text{利用率 (\%)} = \frac{\text{供給電力量 (発電端) (kWh)}}{\text{届出 (定格) 最大出力 (kW) \times 暦日数 \times 24}} \times 100$$

- 「熱効率」の欄には、以下の式にて算出した値を記載すること。

$$\text{熱効率 (\%)} = \frac{\text{供給電力量 (発電端) (kWh) \times 3600}}{\text{燃料発熱量 (kJ)}} \times 100$$

- 「総合重油換算量」の欄には、以下の式にて算出した値を記載すること。

$$\text{総合重油換算量 (10}^3\text{kl)} = \Sigma (\text{重油換算量 (10}^3\text{kl)}) + \text{重油の発電用消費量 (10}^3\text{kl) (10}^3\text{kl)}$$

$$= \Sigma (\text{重油換算量 (10}^3\text{kl)}) + \text{重油の発電用消費量 (10}^3\text{kl)}$$

$$\text{(重油換算量 (10}^3\text{kl))} = \frac{\text{発電用消費量} \times \text{平均発熱量}}{\text{重油の平均発熱量 (kJ/l)}}$$

$$\text{(重油換算量 (10}^3\text{kl))} = \frac{\text{発電用消費量} \times \text{平均発熱量}}{\text{重油の平均発熱量 (kJ/l)}}$$

(注：個社の重油の平均発熱量(kJ/l)の値がない場合は、標準発熱量である 41,200(kJ/l) (出所：総合エネルギー統計) を使用することができる。)

- 「重油換算消費率」の欄には、以下の式にて算出した値を記載すること。

$$\text{重油換算消費率} \left(\frac{1}{\text{kWh}} \right) = \frac{\text{総合重油換算量 (10}^3\text{kl)}}{\text{供給電力量 (発電端) (kWh)}} \times 10^6$$

- 発熱量は高位発熱量を使用すること。
- 自家発自家消費分を差し引いた電力量に応じて、燃料計画を按分して記載すること。
- 灯油を使用する場合は、軽油の欄に () を付して記載すること。
- 複数の燃料由来の場合や、事業者間で燃料のやりとりをした場合等、原料の特定が困難な場合は、原料ベースではなく、副生ガスとして、その他ガス欄に記載すること。

様式第35 第3表 (国別燃料調達計画書)

(単位：10³t)

項目		年度										発			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
石炭 (湿炭ベース)	A		/											○	
	B														
	C														
	D														
	E														
	その他														
	未定														
	合計														
液化天然ガス	A		/												○
	B														
	C														
	D														
	E														
	F														
	G														
	H														
	I														
	J														
	その他														
	未定														
	合計														

(記載要領)

- 各燃料を輸入する国毎に、輸入計画量 (契約済み分) を記載すること。
- 国内の事業者から購入する等により、調達元の国が不明である場合には、その他に記載すること。
- 未契約の数量については、「未定」欄に記載すること。
- アルファベットの項目には、国名を記載する。

様式第36 (電気の取引に関する計画書)

区分	事業者	エリア	項目	4	5	6	7	8	9	上	10	11	12	1	2	3	下	年	送	小	発		
				月	月	月	月	月	月	期	月	月	月	月	月	月	月	計				計	
受電(調達)	発電事業者		最大受給電力 (10 ³ kW)							/							/	/	○	○	○		
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
			最大受給電力 (10 ³ kW)									/										/	/
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
		小計		最大受給電力 (10 ³ kW)								/										/	/
		小計		受給電力量 (10 ⁶ kWh)																			
	一般送配電事業者		最大受給電力 (10 ³ kW)								/							/				/	
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
			最大受給電力 (10 ³ kW)									/										/	/
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
		小計		最大受給電力 (10 ³ kW)								/										/	/
		小計		受給電力量 (10 ⁶ kWh)																			
	小売電気事業者		最大受給電力 (10 ³ kW)								/							/				/	
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
			最大受給電力 (10 ³ kW)									/										/	/
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
		小計		最大受給電力 (10 ³ kW)								/										/	/
		小計		受給電力量 (10 ⁶ kWh)																			
	その他		最大受給電力 (10 ³ kW)								/							/				/	
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
			最大受給電力 (10 ³ kW)									/										/	/
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
		小計		最大受給電力 (10 ³ kW)								/										/	/
		小計		受給電力量 (10 ⁶ kWh)																			
合計		最大受給電力 (10 ³ kW)								/							/	/					
合計		受給電力量 (10 ⁶ kWh)																					

区分	事業者	エリア	項目	4	5	6	7	8	9	上	10	11	12	1	2	3	下	年	送	小	発		
				月	月	月	月	月	月	期	月	月	月	月	月	月	計	計					
送電(販売)	発電事業者		最大電力 (10 ³ kW)							/							/		○	○	○		
			電力量 (10 ⁶ kWh)																				
			最大電力 (10 ³ kW)									/										/	
			電力量 (10 ⁶ kWh)																				
		小計		最大電力 (10 ³ kW)								/										/	
				電力量 (10 ⁶ kWh)																			
	一般送配電事業者		最大電力 (10 ³ kW)								/							/					
			電力量 (10 ⁶ kWh)																				
			最大電力 (10 ³ kW)									/										/	
			電力量 (10 ⁶ kWh)																				
		小計		最大電力 (10 ³ kW)								/										/	
				電力量 (10 ⁶ kWh)																			
	小売電気事業者		最大電力 (10 ³ kW)								/							/					
			電力量 (10 ⁶ kWh)																				
			最大電力 (10 ³ kW)									/										/	
			電力量 (10 ⁶ kWh)																				
		小計		最大電力 (10 ³ kW)								/										/	
				電力量 (10 ⁶ kWh)																			
	その他		最大電力 (10 ³ kW)								/							/					
			電力量 (10 ⁶ kWh)																				
			最大電力 (10 ³ kW)									/										/	
			電力量 (10 ⁶ kWh)																				
		小計		最大電力 (10 ³ kW)								/										/	
				電力量 (10 ⁶ kWh)																			
合計		最大電力 (10 ³ kW)								/							/						
		電力量 (10 ⁶ kWh)																					

(記載要領)

様式第32 第8表参照。

年度		送
周波数の信頼度		
事業者における規定変動幅 (Hz)		○
実測周波数が規定変動幅内に維持された時間の比率 (%) (実測期間内)		
実測周波数のうち、最大の変動幅の変動率 (又は周波数) (%) (実測期間内)		
実測周波数が規定変動幅内に維持された時間の比率 (%) (8月の1か月間)		
実測周波数が規定変動幅内に維持された時間の比率 (%) (8月以外の供給区域毎に指定する月)		
実測周波数のうち、最大の変動幅の変動率 (又は周波数) (%) (8月)		
実測周波数のうち、最大の変動幅の変動率 (又は周波数) (%) (8月以外の供給区域毎に指定する月)		

(記載要領)

- 一般送配電事業者は、その供給区域 (離島を除く) における周波数について、一般送配電事業者が規定する変動幅内に維持された時間の比率及び最大の変動幅の標準周波数に対する変動率又は周波数を記載すること。
- 変動幅は、以下の式にて算出した値を記載すること。

$$\text{変動幅 (Hz)} = |\text{実測周波数 (Hz)} - \text{標準周波数 (Hz)}|$$
- 変動率は、以下の式にて算出した値を記載すること。

$$\text{変動率 (\%)} = \text{変動幅 (Hz)} / \text{標準周波数 (Hz)} \times 100$$
- 確定している前々年度についての年度実績及び、確定していない前年度についての前年4月から12月までの実績を記載すること。また、8月 (加えて供給区域毎に指定する月) については1か月の実績を記載すること。

様式第 3 8 (電力系統の状況)

系統図	会社間連系線の概要							送
	年度	名称	送電容量 (MW)	運用容量 (MW)	こう長 (k m)	系統分離条件 (周波数 (Hz)、対応時間(s))	使用開始 年月	
								○

(記載要領)

- 送電事業者、特定送配電事業者（登録特定送配電事業者）においても作成すること。
- 「会社間連系線の概要」の項目について、当該年度、第 5 年度及び第 1 0 年度の値を記載すること。
また、新たに設置する会社間連系線は、「運用容量」及び「系統分離条件」に関して、計画段階での想定値を記載すること。
- 「系統図」の記載については、各年度別以下のとおりとする。なお、各年度別の系統図を色分け等行うことにより一括して記載してもよい。
 - ①当該年度：既設の送電線と当該年度に使用を開始する送電線。
 - ②第 5 年度：第 2 年度から第 5 年度までに使用を開始する送電線。
 - ③第 10 年度：第 6 年度から第 10 年度までに使用を開始する送電線。
- 運用容量は当該年度のみ記載し、第 5 年度及び第 10 年度は予想送電可能量の概数を記載すること。
- 系統図における主要送電線及び主要変電所の名称、電圧及び運転開始時期の記載範囲は、既設系統及び様式第 3 2 第 6 の 1 表、第 6 の 2 表の工事中及び着工準備中に記載したものとする。
- 凡例を記載すること。
- 最上位電圧から 2 段階までの送電線路について記載すること。ただし、最上位電圧が 250 k V 未満の場合は最上位電圧のみ記載すること。また、会社間連系線は全て記載すること。
- 送電線路、変電所及び発電所の名称、電圧および使用開始年月を付記すること。
- 会社間連系線の概要の欄には、250kV 以上のものについて記載すること。ただし、直流連系及び周波数変換を伴って連系しているものは全て記載すること。

様式第 3 8 (電力潮流の状況)

(記載要領)

- 使用電圧が最上位電圧から 2 階級までの送電線について記載すること。ただし、最上位電圧が 250 k V 未満の場合は、最上位電圧のみ記載すること。また、会社間連系線は電圧に係わらず全て記載すること。
- 流通対応需要に対応した電力潮流の状況を記載すること。
- 凡例を記載すること。
- 送電事業者、特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者は提出不要とする。なお、送電事業者が保有する送電線の電力潮流の状況は、接続する一般送配電事業者の様式に記載する。
- 連系線潮流は、広域機関の連系線利用登録と基本的に整合させること。

様式第 3 8 の 2 (最大需要電力発生時における会社間連系線の状況)

年度

(単位 : MW)

連系地点名	送電容量	運用容量		受給電力			送
		送電分	受電分		送電分	受電分	
							○

(記載要領)

- 流通対応需要に対応した送受電電力を記載すること。
- 運用容量は当該年度のみ記載し、第 5 年度及び第 10 年度は予想送電可能量の概数を記載すること。
- 受給電力は、送電分と受電分の差引を求め、値が送電になるときは[送電分]、受電になるときは[受電分]と附して記載すること。
- 当該年度、5 年度分及び 10 年度分とはそれぞれ別紙に記載すること。
- 連系地点名の欄には、会社間連系線が 250 k V 以上のものについて記載すること。ただし、直流連系及び周波数変換を伴って連系しているものは全て記載すること。
- 受給電力は、広域機関の連系線利用登録と基本的に整合させること。

様式第38-3 (連系線利用明細)

ライセンス区分 (小売電気事業者または発電事業者)
(10³kW)

連系線	事業者名	調達エリア	販売エリア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	送	小	発
北海道東北間																
	合計															
東北東京間																
	合計															
東京中部間																
	合計															
中部北陸間																
	合計															
中部関西間																
	合計															
北陸関西間																
	合計															
関西中国間																
	合計															
関西四国間																
	合計															
中国四国間																
	合計															
中国九州間																
	合計															

(記載要領)

【小売電気事業者、発電事業者】連系線利用明細

- 小売電気事業者及び発電事業者においては、別に定める記載断面について、計画する電気の取引により、経由する全ての地域間連系線の利用について記載すること。
- 小売電気事業者は、電気の取引に関する計画（様式第32第8表）の受電（調達分）のうち、連系線を利用する計画について全て記載すること。
- 発電事業者は、電気の取引に関する計画（様式第32第8表）の受電（調達分）のうち、自らが連系線利用計画を提出する計画について全て記載すること。なお、電気の取引に関する計画（様式第32第8表）のうち、販売先が決まっていない計画についても記載することとし、供給する電源が接続する供給区域を起点に、経由する全ての地域間連系線の利用について記載すること。また、事業者名の欄は「未定」と記載すること。
- 記載内容は、様式第32第8表と整合し、また広域機関に連系線利用登録している範囲内での記載を基本とする。

(別紙)

供給電力等の記載断面について

1. 供給電力等の記載断面

供給電力、需要電力、ひっ迫時需要抑制電力、供給予備力、供給予備率、調整力、停止電力、発電能力、補修期間における月別減少出力及び最大受給電力については、一般送配電事業者が供給区域毎に指定する最大電力発生時の想定値を記載する。

小売電気事業者において、最大需要が発生する月又は時間が各供給区域における最大電力発生時と異なる場合は、当該月または時の想定値についても別紙に記載する。

※ 様式第32第1表、第3表、第8表、様式第36が該当。

2. 供給区域毎に指定する記載断面

①年度計画の指定月、時（※「15」とは、14:00～15:00を指す）

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	8月
時	15	15	15	15	15	15	15	15	17	15
月	1月	1月								
時	18	18								

②月間計画の指定時

月	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
4	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	19	19	19	11	11	11	10	12	20	20
5	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	20	15	15	15	15	15	15	15	15	15
6	月間	月間	月間	後半	月間	後半	後半	後半	後半	月間
	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
7	月間	後半	後半	後半	後半	後半	後半	後半	後半	月間
	15	15	15	15	15	15	15	15	17	15
8	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	15	15	15	15	15	15	15	15	17	15
9	月間	前半	前半	前半	前半	前半	前半	前半	前半	月間
	19	15	15	15	15	15	15	15	17	15
10	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	18	18	18	15	15	15	15	15	19	15
11	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	18	18	18	18	17	18	18	18	19	19
12	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	18	18	18	18	17	18	18	18	19	19
1	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	18	18	18	10	11	19	19	19	19	20
2	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	19	18	18	10	11	19	19	19	19	20
3	月間	前半	前半	前半	前半	前半	前半	前半	前半	月間
	19	19	19	10	11	19	10	19	20	20

ひっ迫時需要抑制電力について

1. 定義

随時調整契約やデマンド・レスポンス等により、需給ひっ迫時等に一定の需要抑制効果が見込める電力 (kW) をいう。

※1 計画調整契約など安定的に需要抑制が見込めるものについては、既に需要想定に織り込み済みのため、含めない。

※2 契約の発動条件が系統事故時等の場合、需給ひっ迫時には需要抑制効果が確実に見込めないため、含めない。

2. 記載内容

①「ひっ迫時需要抑制電力」の欄

【随時調整契約】

・契約電力に実効性を考慮した実効電力（需要端）を算出し、送電ロス等を加味した送電端ベースに変換。

（例）随時調整契約電力：100万、実効率：70%、送電端換算：1.03の場合

$$100 \text{ 万 kW} \times 70\% \times 1.03 = 72 \text{ 万 kW}$$

・実効率については、各社、算出方法が異なるため、各社判断。（例えば、端境期については夏と冬の平均 or 各月毎に精緻に算出する等）

・送電端換算係数については、各社、算出方法が異なるため、各社判断。（例えば、託送供給約款で規定する高圧を用いる等）

【スマート・メータ等を活用したデマンド・レスポンス】

・料金メニューの設定等を検討中の会社もあれば、具体化している会社もあるので、各社判断により織り込むものとする。算定方法については各社判断。

②「供給予備率」の欄

○ 従来から記載している供給予備率に加え、ひっ迫時需要抑制電力を加味した予備率を括弧書きで併記する。

$$= \frac{\text{供給力} - (\text{需要電力} - \text{ひっ迫時需要抑制電力})}{\text{需要電力} - \text{ひっ迫時需要抑制電力}} \times 100$$

3. 記載箇所

①様式第32 第1表

1年後～10年後の欄、全て記載。（前年度は記載不要）

②様式第32 第3表

翌年度4～3月の欄、全て記載。

※ ひっ迫の可能性が低い端境期についても記載すること。ただし、夏冬限定の契約であれば、夏季冬季のみの記載とする。

※ 季節を問わず、年間5回まで発動条件の契約であれば、通年発動可能なので、全ての月欄に記載。

記載イメージ

		・・・	25 年度		
供給電力		・・・	・・・	・・・	・・・
		・・・	・・・	・・・	・・・
		・・・	・・・	・・・	・・・
	合計（送電端）	・・・	10,600		
	【エリア】小売	・・・	・・・	・・・	・・・
	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
	需要電力		10,000		
	ひっ迫時需要抑制電力（送電端） 小売事業者 送配電事業者		<u>200</u>		
	供給予備力（送電端）		600		
	供給予備率（％）		6.0 <u>(8.2)</u>		

$$\begin{aligned}
 \text{①供給予備率} &= \text{供給予備力} \div \text{需要電力} \\
 &= (10,600 - 10,000) \div 10,000 \\
 &= 6\%
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{②ひっ迫時需要抑制電力を加味した予備率} \\
 &= \{10,600 - (10,000 - 200)\} \div (10,000 - 200) \\
 &= 8.2\%
 \end{aligned}$$